

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する
町税における猶予制度があります

役場に申請することにより納税が猶予されます

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のようなケースに該当し町税を一時に納付することができない場合は、猶予制度がありますので、総務部税務課にご相談ください【徴収の猶予：地方税法第15条】
- 該当する場合は1年以内の期間に限り、猶予を受けること(納税を延長すること)ができますので、総務部税務課にご相談ください。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

(ケース5) ケース1～4に該当しないが新型コロナウイルスの影響により納付が困難な事情がある場合

まずはご相談ください 七飯町役場 総務部 税務課 65-2515